

質 疑 回 答 書

令和8年2月20日

三条地域水道用水供給企業団

企業長 滝 沢 亮

委託番号 原委第13号

委託名 浄水場等運転管理業務委託

番号	質 疑 事 項	図面 番号	回 答
1	<p>仕様書に記載の下記内容について、 修繕費用等の1回あたりの上限額、年 間の限度額等は設けられておりますで しょうか。</p> <p>(故障時の対応) 2 受話者は、故障の対 応に必要な物品、修繕に関するものは、 協議の上委託者が認めるものについ ては、物品、修繕の手配を行い費用につ いては委託者に請求するものとする。</p>		<p>特に設けておりません。</p>
2	<p>仕様書に記載されている運転管理に おける「委託者からの指示」とは、監 督職員様(委託者)からの指示を指す、 という認識でよろしいでしょうか。</p>		<p>委託者からの指示は、監督職員による 指示に限らず、当企業団が業務遂行上必 要と認めて行う指示全般が含まれます。 したがって、監督職員以外の担当職員が 行う指示についても、委託者としての指 示に該当します。</p>